誓 約 書

私は、下記1の契約の締結に当たり、「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」を遵守し、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、下記2の誓約事項に同意し誓約いたします。

記

1 工事名 【

2 誓約事項

- (1)受注者は、西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条第3号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)に該当しないこと。
- (2) この建設工事の一部について締結する下請契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約(以下 「下請契約等」という。)を締結するに当たり、暴力団等に該当する者を下請契約等の受注者としな
- (3) 受注者は下請契約等(下請契約等が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。) の受注者が 暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等に該当す ることが明らかになったときは、発注者に報告するともに、当該下請契約等の発注者に対しその者を 当該下請契約等から排除するよう要請すること。
- (4) 受注者が、前3号のほか、本契約書及び本契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこ
- (5) 受注者は、下請契約を締結したときは、直ちに下請契約の受注者からこの誓約書に準じた発注者に対する誓約書を提出させ(一次下請契約の受注者が二次下請契約を締結した際は、二次下請契約の受注者に対し発注者あての誓約書を提出させ、以下すべての下請契約について同じ。)、発注者が求めたとき、又は本契約書の規定による工事が完成した旨の通知をするときまでに、発注者に提出するこ
- (6)発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するために、兵庫県西 宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長(以下「警察署長」という。)へ照会することに同意するこ
- (7) 前号の照会に当たり、発注者が、受注者又は下請契約等の受注者について、要綱第2条第5号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報(以下「役員名簿等の情報」という。)の提出を求めたときは、受注者は、その役員等から役員名簿等の情報が警察署長へ提出されることの承諾を得て、速やかに提出すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、発注者に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。また、下請契約等の受注者が不当介入を受けた場合は、受注者を通じて発注者に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。
- (9) 発注者が、第6号の照会に対する回答又は警察署長からの通報等の情報を、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は西宮市長若しくは教育委員会等(要綱第2条第10号に規定する教育委員会等をいう。)に提供することに同意すること。また、西宮市上下水道局指名停止基準の規定に基づく指名停止に関する情報について、西宮市上下水道局入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱の規定に基づき公表することに同意すること。

以上

(あて先) 西宮市上下水道事業管理者 様

令和 年 月 日

(受注者) 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名



(押印省略可)

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(抜粋)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - (3) 暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)となり、又は実質的に 経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)とし て使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者(事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行 為をした事業者)
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力 団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア) 又は(イ) に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有 していると認められる行為
 - エアからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用している事業
 - (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を 受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(市の事務及び事業における措置) 第7条 市は、契約に係る事務その他の事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴 力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(抜粋)

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
 - (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員並びに条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
 - (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
 - (5) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあっては、役員(条例第2条第3号アに規定する役員をいう。)及び使用人(支配人、本店 長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下ウにおいて同じ。)
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人